

全国視能訓練士学校協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規定は、会則第3条に定める賛助会員に関する必要事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 全国視能訓練士学校協会の目的に賛同し、これを援助しようとする団体または個人で、理事会の承認を得たものとする。

(入会)

第3条 賛助会員として本学校協会に入会しようとする団体または個人は、次に定める入会申込書を申請する。

- (1) 団体 入会申込書1及び法人概要等資料
- (2) 個人 入会申込書2

(賛助会員の種類と権利)

第4条 賛助会員の種別は、特別法人会員、法人会員、個人会員の3種とする

- 2 法人会員のうち公益性が高く本会との関連が強い団体は特別法人会員として承認する。
- 3 賛助会員は次の特典等を受けることができる
 - (1) 特別法人会員は、本学校協会が作成したポスターならびにリーフレット等に連名とすることができる。
 - (2) 法人会員は、本学校協会主催の教員研修会等において、展示および資料配布等ができる。
 - (3) 個人会員は、定期刊行物の配布、教員研修の聴講ができる。

(会費)

第5条 賛助会員は、種類により次の年会費を納入する。

- (1) 特別法人会員 50,000 円
- (2) 法人会員 30,000 円
- (3) 個人会員 5,000 円

(会費の納入)

第6条 賛助会員は、毎事業年度の会費として、当該年度の9月末までに納入しなければならない。

- 2 年度途中の入会の場合は、入会決定通知を受けた日から原則として30日以内にその事業年度の会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 賛助会員は、退会しようとするとき、その旨を退会届によって本学校協会に届け出なければならない。

(資格喪失および会費取扱い等)

第8条 賛助会員は、次の各号の一に該当するときに資格を失うものとする。

(1) 退会したとき

(2) 除名されたとき

2 賛助会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の承認を得て除名することができる。

(1) 本学校協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為のあったとき

(2) 会費の納付を怠ったとき

(3) その他、除名すべき正当な事由があったとき

3 事業年度の途中での退会または除名となったとき、その会員であった年度の未納会費を納入しなければならない。

4 前3項に該当する場合、納入した会費については、これを返還しない。

(会費未納者への督促)

第9条 賛助会員が、毎事業年度の会費として当該年度の9月末までに納入しなかった場合、会費の納入を行うよう督促する。

2 当該年度末月までに会費の納入がなかった場合、翌年度の会費時に会費請求と退会届を送付する。また会費の納入があるまでは、ホームページから削除し、リーフレット等の送付を止めるものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1. この規程は、平成21年6月5日から施行する。

2. 平成21年6月5日より施行の規定を令和2年11月22日一部改正。